規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年12月2日付で改正を行います。

JAバンク投信ネットサービス利用規定

場合。

第28条~第29条

(省略)

改正前 改正後 (同左) 第 1 条~第 26 条 (省略) 第 1 条~第 26 条 第27条(免責事項) 第27条(免責事項) 当組合は、次の場合に生じた損害については、そ 当組合は、次の場合に生じた損害については、そ の責めを負いません。 の責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、 または当組合の責めによらない事由により投資 または当組合の責めによらない事由により投資 信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および 信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受 受益証券の授受または受益権の振替の手続き等 益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅 が遅延し、または不能となったことにより生じ 延し、または不能となったことにより生じた場 た場合。 合 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座 への入金が遅延したことにより生じた場合。 への入金が遅延したことにより生じた場合 ③当組合または J A バンクのシステムの運営体が ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が 相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末 相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末 機、通信回線またはコンピューター等に障害が 機、通信回線またはコンピューター等に障害が 生じた場合。 生じた場合 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由 があった場合。 があった場合 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<mark>経ずに</mark> ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を**経て**、 所定の手続きを行った場合。 所定の手続を行った場合 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を 使用し、お客様が本サービスをご利用された場 使用し、お客様が本サービスをご利用された場 合。 (7)やむを得ない事由による本サービスの提供の中 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中 止もしくは中断、または内容等の変更を行った 止もしくは中断、または内容等の変更を行った

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第1条 (省略)	第1条 (同左)
第2条(非課税口座開設届出書等の提出)	第2条(非課税口座開設届出書等の提出)
第1項~第3項 (省略)	第1項~第3項 (同左)
4 前四項の際、お客様には住民票の写し、 <mark>各種</mark>	4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康
健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許	保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証そ
証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年	の他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月
月日、住所および個人番号(行政手続における特	日、住所および個人番号(行政手続における特定
定の個人を識別するための番号の利用等に関する	の個人を識別するための番号の利用等に関する法
法律第2条第5項に規定する個人番号をいいま	律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。
定の個人を識別するための番号の利用等に関する	の個人を識別するための番号の利用等に関する法

場合

第 28 条~第 29 条

(同左)

す。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第 25 条の13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (省略)

第2条の2~第14条 (省略)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。第2項~第4項(省略)

第 16 条~第 17 条 (省略)

以下同じ。) (お客様が租税特別措置法施行令 (以下「施行令」といいます。) 第25条の13第 32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日 および住所。) を告知し、法その他の法令で定め る本人確認を受けていただきます。

第5項~第11項 (同左)

第2条の2~第14条 (同左)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

第2項~第4項 (同左)

第 16 条~第 17 条 (同左)

以上

2025年12月2日とびあ浜松農業協同組合